

- 8、委員は従業員の互選（従来社會指命）とすること
 - 9、解雇雇入は委員と談合の上なすこと
 - 10、年末賞與を支給すること
 - 11、ホーム仲仕の賃金を同一にすること
 - 12、貸切荷卸を一順に付貳荷運支給すること
 - 13、夜間仲仕の作業賃金をホーム仲仕と同額とすること
 - 14、本件に關し犠牲者を出さざること
- 十、解決條件

前項要求に依り従業員代表と會社當局と數回折衝の結果同日
次の覺書に依り解決せり。

覺 書

今般當社と仲仕間に作業上賃銀支給方に關し覺書を關係者連
署の上作成すること左の如し

- 一、解雇手當並に年功賞與の制度を設けられたし
解雇手當は支給率は近日中發表す
年功賞與問題は保留す
- 二、時間外の作業に對しては歩合制度を設けられたし
ホーム仲仕は歩合制度を作る
配達仲仕は日給壹圓六拾錢を壹圓七拾錢に昇給す但し臨時仲
仕にも適用す
- 三、公傷の醫療代は會社側に於て負擔せられたし
負擔する
- 四、公傷の手當金は當日より支給せられたし
支給する
- 五、私傷は健康保險法と同一の取扱をせられたし
取扱方保留する